平成２３年（フ）第１２８号
茨城県鉾田市田崎3562番地17
債務者　井関あゆみ
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第１３６号
茨城県ひたちなか市市毛385　ファミーユコートＦ202号、住民票上の住所茨城県水戸市千波町2273番地の２　サーパス千波緑岡706号
債務者　佐藤　　剛
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第１３８号
茨城県小美玉市小川283番地15
債務者　鈴木　　毅
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第１４３号
茨城県水戸市平須町1828番地の20　中村住宅１号
債務者　鈴木　　務
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第１５２号
茨城県水戸市堀町898番地の２　セントラルコーポＢ棟202号、旧住所茨城県ひたちなか市大字市毛1275番地１
債務者　後藤　雅子（旧姓片寄・岩佐）
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第１５７号
茨城県鉾田市常磐1635番地31
債務者　谷瀬　康文
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第１５９号
茨城県ひたちなか市大字高野544番地の３
債務者　五野上君子
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第１６２号
茨城県小美玉市倉数399番地
債務者　井坂　健二
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第１６８号
茨城県水戸市城東５丁目７番14号
債務者　吉田　典子
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第１６９号
茨城県ひたちなか市大字馬渡2866番地　市営弥生アパートＢ４―80
債務者　細谷笑美子
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第７７号
山梨県笛吹市春日居町国府23番地窪島住宅５号室
債務者　小林　正広
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第７９号
山梨県北杜市高根町小池522番地１
債務者　山本志のぶ
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第８８号
山梨県中央市西新居73番地８
債務者　早川　巨樹
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第９０号
山梨県南アルプス市下今井161番地１　県営若草下今井団地１―404
債務者　端場美佐子
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１１９号
山梨県中巨摩郡昭和町清水新居1285番地１
債務者　成島　　俊
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１８号
岐阜県美濃加茂市太田本町１丁目１番15号
債務者　佐橋　綾子
1　決定年月日時　平成23年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２３年（フ）第８０号
広島市佐伯区美鈴が丘西４丁目21番１号
債務者　坂田　初美
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
広島地方裁判所民事第４部